

【助成金支給の申請】

「依頼書」により、予防接種を受け、医療機関の窓口で接種費用を支払った場合に、本市に助成金支給申請をすることで、助成限度額まで助成金の支給を受けられます。

申請する方は、必要書類をご準備の上、【電子申請】または【窓口・郵送】でお手続きください。

なお、振込みまで最長2ヵ月かかる場合があります。書類不備等により振込みが遅れることがありますのでご了承ください。

1 各予防接種の助成金支給条件

- 習志野市で交付した「依頼書」を使い予防接種を受け、接種費用を全額自己負担した場合に対象となります。
- 「依頼書」の有効期限内に接種したものに限ります。有効期限は交付日から6ヵ月間です。
- 対象年齢、接種間隔が守られているものに限ります。
- 助成金支給額は、実際に支払った費用または、市が定めた額（助成限度額）のうちどちらか少ない方の金額になります。
- 助成限度額は毎年度変わります。接種日に応じて金額をご確認ください。
※消費税の改正等により年度内に変更する場合があります。

2 助成金支給の申請

以下の書類をご用意の上、電子申請か窓口・郵送でご申請ください。

①②の用紙は、市ホームページでダウンロード可能です。市役所窓口にもご用意しています。

助成金支給の申請に必要な書類

- ① (電子申請時不要) 予防接種費用助成金支給申請書(第5号様式)
* 申請者と口座名義が違う場合は「委任状」が必要です。
- ② (電子申請時不要) 予防接種費用助成金支給申請明細書(第6号様式)
- ③ 領収書 * 各予防接種の内訳が記載されていなければ、明細書も添付(写し可)
- ④ 予診票(写し) または 予防接種の記録が記載されているもの(以下の2点の写し)
・母子健康手帳1ページ「出生届出済証明」
・「予防接種の記録」、または、予防接種済証
- ⑤ 通帳の写し(市役所での口座確認を希望する方のみ)
※郵送時に通帳のコピー(金融機関、支店名、口座番号、口座名義人が分かるもの)を同封
または、窓口に通帳本体やコピー等をご持参ください
振込先記載が間違っていた場合、ご入金が遅れます

※ 申請は、年度内に行ってください。遅れる場合は担当係までご連絡ください。

※ 接種費用は、税込額となります。

電子申請フォーム妊婦



受付窓口 : 〒275-8601 習志野市鷺沼2-1-1 1階
習志野市役所健康支援課 予防接種担当
電話 : 047-453-2922